

第458回（定例）福崎町議会会議録

平成26年12月19日（金）

午前9時30分 開 議

1. 平成26年12月19日、第458回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内 富夫	8番	前川 裕量
2番	木村 いづみ	9番	松岡 秀人
3番	牛尾 雅一	10番	難波 靖通
4番	城谷 英之	11番	小林 博
5番	富田 昭市	12番	高井 國年
6番	北山 孝彦	13番	釜坂 道弘
7番	石野 光市	14番	志水 正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田 正義	副 町 長	橋本 省三
教 育 長	高寄 十郎	技 監	松尾 成史
会 計 管 理 者	萩原 昌美	総 務 課 長	尾崎 吉晴
企 画 財 政 課 長	福永 聡	税 務 課 長	中塚 保彦
地 域 振 興 課 長	近藤 博之	住 民 生 活 課 長	谷岡 周和
健 康 福 祉 課 長	高松 伸一	農 林 振 興 課 長	井上 茂樹
ま ち づ くり 課 長	豊國 明仁	上 下 水 道 課 長	長澤 茂弘
社 会 教 育 課 長	山下 健介	学 校 教 育 課 長	山本 欽也

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告、質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の所管事務調査申出
- 第 7 閉会中の継続審査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告、質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 議員派遣

第 6 閉会中の所管事務調査申出

第 7 閉会中の継続審査申出

## 1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりでございます。

### 日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。  
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

2 番 議案第73号で、資料1ページ、使用料のところなんですけれども、この使用料は町民以外の方にも同料金なんですか。

社会教育課長 はい、同一料金となっております。

2 番 同料金の理由はありますか。

社会教育課長 第1グラウンド、第2グラウンドを例にとりますと、大体グラウンドといいますものは団体競技が多いので、団体で申し込みをされます。団体といいますと、やはり数人の構成員がおられまして、そこには町内、町外の方も一緒にされている団体がほとんどでございます。そういった場合に非常に事務的に煩雑なところもございまして、今のところは同一金額とさせていただきます。

ただ、差をつけておるところが、申し込みの期間が、町内は1カ月前、町外は2週間前となっておりますが、ほとんど1カ月前が多くて、なかなか町内町外の判断がつけにくいというところが現状でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 1 番 同じくこの73号について、冒頭にもちょっと質問したわけなんですけれども、利用の範囲をいまま少し広げていくという観点での議論がありましたけれども、これまでの本会議や委員会審議等の経過を踏まえて、現在当局はどのように考えておられるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

社会教育課長 いろいろ意見をいただきました。そういった中で、こちらといたしましては、まず、この設置というところで、ある程度目的を書いております。そういった中で、スポーツ、レクリエーションを通してというような趣旨がございまして。このレクリエーションというものを日本語に直しますと、娯楽とか余暇とかレジャーという意味になるようでございます。

そういったところから考えますと、例えば娯楽といいますと、コンサートとか、相撲とか、プロレスとか、そういったものも娯楽に当然含まれるわけございまして、そういった範囲でできるだけ幅広い裁量で判断をさせていただきたいというふうに思っております。

1 1 番 よく、公民館と名のつくような施設は制約が厳しくて、政治・宗教はだめだとか、そんなこと言っておったと思うんですが、考えてみますと、人間の生活の中で政治と宗教を抜きにしたら、もう毎日の生活が成り立たないわけです。消費

税について考えましょう、あるいはT P Pについてどうか、電力について、原子力を考える集会を持ちましょうとかいうことになったら、全部政治とのかかわりといえば政治ですからね。

そういうことから言えば、政治とか宗教についてのその利用の範囲も、もっと幅広く考えるべきだと思うし、どこの公園でも、例えばメーデーなどでは公共の公園などでもやられておるわけですから、そんな意味で、政治・宗教についても、普通のものについては、ちゃんと利用ができる方向も範囲として考えていくべきではなかろうかと思うわけです。

そういう意味で、公共施設のあり方については、いま一度よく検討していただきたいというふうに思っております。

教育長、いかがですか。

教 育 長 先ほど、課長が答弁しましたように、教育委員会としては、当初の目的のとおり、この施設はスポーツを中心にして、町民の体格の向上を図ろうとして、取り組んできたものでございます。そういうところに視点を置いて、今回設定をお願いしているわけです。

今意見が出ましたようなことも、これからは考えていく、当初から考えるべき必要があったのかもしれませんが、今後使用していく上において、住民の方々のご意見、ご要望を参考にして、また広い角度から眺めていきたいと、こういうふうに思います。

議 長 ほかに。

4 番 同じく、議案第73号で1ページです。防災・減災の施設としてとされておりますが、条例の中に余り詳しく入っていないのですが、災害対策計画については、どのような位置づけとされているのでしょうか。

住民生活課長 福崎町の地域防災計画におきましては、多目的ドームにつきましては、緊急物資や復旧資材などの集積・配送を行います地域防災拠点ということで位置づけをされております。

4 番 防災の拠点の機能、役割の中で、防災情報通信整備となっておりますが、どのような役割かお答え願いたいと思います。

住民生活課長 情報防災の関係につきましては、役場庁舎にあります行政防災無線、それからJアラート、それからフェニックスの通信システムなどの、通信並びに情報発信の整備ということでございます。

4 番 減災ということなのですが、減災のこの施設ということで、消防団の訓練とかはどのようになっているのでしょうか。有料なのでしょうか。それとも無料なのでしょうか。

社会教育課長 現在、消防操法の練習につきましては、八千種の小学校、また、第2グラウンド等を使って利用していただいております。基本的には使用料は無料、照明料は実費をいただいております。この施設についても、基本的には同様の考えでは進めていきたいというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 番 同じく、議案のこの屋外体育施設の設置でございますが、ここの設置の目的に防災・減災のことが、今もお尋ねになりましたように書いてあります。

この分を見まして、14条の(3)天災その他非常のとき、こうなっておりますが、この天災、非常のときというのは、これは誰が判断されるんですか。

社会教育課長 この部分につきましては、判断は教育委員会でございます。

1 番 非常時のときは町長が、当然そこで中止命令を出されると、このように思うわけですがけれども、教育委員会がされるんですか。もう一度ご答弁を。

- 社会教育課長 この部分につきましては、この施設、あくまで施設の使用云々でございます。ですから、この施設に限らず、文化センター、体育館、そういった施設の判断としまして、例えば、天災に限らず、以前に新型インフルエンザ等もございました。そういったところも委員会のほうで判断をさせていただいたところですが、当然これは町長部局とも相談して決定するというふうな形にはなるかと思えます。
- 町長 これまでも災害でありますとか、そういうときには町長部局から開設、例えば避難場所というふうなときは、教育委員会にお願いをいたしまして開けてもらうということをしておりますから、そんなには変わらないと思えます。こういった高度な判断は当然町長がやると、それはもう当たり前のことであろうと、このように思っております。
- 1番 今、災害が起きたときに、教育委員会に言って、教育委員会が取り消しをすると、こういうようなことがあったんですけれども、非常時言いましたら、私はもう町長がその場でもう使用をやめると、させないと、いつまで必要なんだと、この災害が落ちつくまでとか、いや、もう仮設住宅を万が一建てるんだというようなことがありましたら、私はこれが町長の判断でやっていただきたいと、このようなことを、この条例にも含んでいただきたいと、含みを持って、そのようお願いするわけでございますが、そこらあたりのご答弁は。
- 副町長 当然自然災害でありますとか、そういったような分野につきましては、災害対策本部が設置されます。本部長は町長であります。その町長からそれぞれ、何も教育委員会の施設だけじゃないんですが、それぞれの施設における分野については、そのような形の中で判断をして、中止命令なり、それらを使用されているときには、それらをストップさせるといったような形になろうかと思えます。
- 1番 今の答弁を聞きましたら、城谷議員が質問されたように、防災のことについて、もう少しこの条例で加味していただければなど、このように思うわけです。
- 副町長 同じ答弁の繰り返しになるわけでありまして、当然地域防災計画が福崎町にはございます。その中における対策本部設置というような形の中での対応で、十分ではないかというように思えます。
- 議長 ほかに質疑はございませんか。
- 5番 議案75号について、もう一度確認をしておきます。  
委員会でも、この件につきましては、質問をしたわけでございますけれども、資料の1ページに、職員の給与の件が載っているわけでございます。この月からベースアップがありましたけれども、ここに書かれております40.08歳の平均が月額35万1,434円という形で計上されているわけなんです。きょう机上に配付されておりました資料で確認をしてみますと、この分の1人当たりが593万1,000円になっております。そして、その一番右の端、これ人件費の1人当たりが817万3,000円という形でもって、計上されているわけなんです。  
そうなりますと、この1人当たりの支出額593万1,000円を見てみますと、ここに書かれているこの数字と大分差がありますけれども、これはどういう形でもって出されたんですか、平均は。
- 総務課長 資料としてお配りしました1人当たりの支給額593万1,000円は、給料及び全ての手当が入っております。総務課資料1ページの平均給料、平均給与月額と、こういうことになっておまして、行政職でいいますと、平均給与月額が35万1,434円ということでございますが、この中には、定義がございまして、この中には期末手当、勤勉手当、時間外手当は入れないと、退手も入れないと、こういうことになっておりますので、その差が出ております。

5 番 そうしますと、全てを含めたその何と言いましょうか、賞与も含めた金額が、そのようなここに書かれております593万1,000円という形でもって、理解してよろしいんでしょうか。

総務課長 期末、勤勉、時間外全て含めた総支給額が593万1,000円だったということでございます。

5 番 それと、もう1点の確認は、一番右端に書いてあります1人当たりの人件費、これプラス合計しますと817万3,000円という形になっておりますけれども、この分については何がプラスされるんでしょうか。

総務課長 負担金がプラスされるということで、共済でありますとか、退手組合負担金などがございます。

議長 ほかに質疑はございませんか。

1 番 議案第71号のもちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正ということでございますが、とりわけこういう変更は問題ないと、このように思いますが、この利用時間ということが書いてあるわけですが、このもちむぎのやかたの利用時間というのは何を指すのでしょうか。

地域振興課長 利用時間でありまして、公の施設としての利用時間ということで、一般の方が入ってこられる時間という定義になろうと思います。

1 番 ということは、指定管理者のもちむぎ食品センターの営業時間とは全く別と、こういうものの考え方でよろしいんですね。

地域振興課長 利用時間がイコール、基本的には指定管理者が営業しております開館時間、営業時間とイコールになるものと思います。ただ、この条例の中では、それぞれ第2項の中で、特に必要があると認めるとき、指定管理者が必要があると認めるときは、町長の承認を得て変更することができるという条項を持っております。そういった中で、条例の利用時間と若干食い違う場合がございます。

1 番 考えますれば、こういうのはもう指定管理者に任せているので、もう利用時間、営業時間が同じであれば、もっとその指定管理者に自由裁量に任せてでもいいんじゃないかと、このように思うわけなんですけども、そのあたりはいかがなものですか。

地域振興課長 基本的にはこういった公の施設の設置及び管理に関する条例の中では、言葉はいろいろあるんですけれども、開館とか、休館日とか、そういった定義は必要かと思えます。そういった中で、基本的に運用する時間帯を条例で定めた中で、指定管理者が必要がある場合には、それを若干早めたり、おくらせたりとすることで、運用をしているという形でございます。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

## 日程第2 委員長報告、質疑

議長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

12月9日の本会議2日目において、議案17件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。

各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

最初に、総務文教常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに石野副委員長に詳細なる説明を求めます。  
総務文教常任委員会、石野副委員長。

石野総務文教 総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審議の経過及び結果について、  
常任副委員長 ご報告を申し上げます。

当委員会に付託のありましたのは5議案であります。

当委員会は12月10日、第1委員会室において、町長、副町長、教育長、各担当課長等の出席のもと委員会を開き、付託案件の議案第67号、第68号、第73号、第74号、第75号の5議案について、慎重に審査をいたしました。

まず、審議結果から申し上げます。審査の結果は、各議案とも原案どおり可決すべきものと決定しました。

審査の経過として、主な質疑等について、報告いたします。

まず、議案第67号、議案第68号の2議案は、平成26年8月の人事院勧告に係るものであります。

ここ数年間月例給、特別給の減額による年間給与の減少または据え置きが続いていましたが、平成19年以来7年ぶりに年間給与増額の勧告があり、

- 1、公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、平均で0.27%引き上げるが、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点配分されるというものです。
- 2、期末勤勉手当の0.15カ月に引き上げをしようとするものです。

第67号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、1条と3条は26年12月1日から適用、2条と4条は27年4月1日から施行し、1条と3条でそれぞれ引き上げた年間の期末手当を6月期と12月期にそれぞれ配分して平準化しようとするものです。

委員から、「12月1日施行とあるが、条例可決後の支払いと思われるがどうか」との質疑があり、「12月26日支給予定」との答弁がありました。

議案第68号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての第1条は、12月支給の勤勉手当を0.15カ月引き上げるもので、26年12月1日から適用しようとするものです。さらに、行政職給料表を、平均で0.3%引き上げようとするもので、平成26年4月1日から適用し、若年層に手厚い配分となっています。

第2条は、27年4月1日施行により、第1条で引き上げた勤勉手当の0.15カ月を6月期と10月期に再配分にして平準化しようとするものであります。

本会議で提出要求のあった、本案の改正による職員1人当たり人件費の算出資料が配付されて、説明を受けました。この資料の手当には、時間外給が含まれているとの説明がありました。

委員からの、「人事院の給与勧告にある通勤手当について、本案に反映されていないことについて」の質疑に対し、「当町の現行の通勤手当が独自の体系で、勧告内容に対して不足するものでないことから、通勤手当の改正を含んでいない」との答弁がありました。

議案第73号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定については、現行の福崎町民グラウンド設置及び管理に関する条例、及び福崎町スポーツ公園の設置及び管理に関する条例を統合し、合わせて建設中の多目的グラウンドを第3グラウンドとして加え、使用料などを整備しようとするもので、この条例の制定により、現行の二つの条例を廃止しようとするものであります。

質疑として、「スケートボード場は第3グラウンドに入るのか」との問いに、「第3グラウンドとして、駐車場、遊具、スケートボード場、グラウンドを含むも

の」との答弁がありました。

また、グラウンドの使用については、「安全を考慮し、ドームと屋根のないグラウンドは一体での申請許可として取り扱う」との答弁もありました。

6条1項に関して、営利目的で使用できないことに関して、「例えば、農機具の一企業の専用での展示会については不可だが、住民の農業振興のイベントでの展示であれば可とする」との答弁がありました。「多額の利益が出ない範囲で、地域振興の目的でも使用できる」との答弁もありました。

使用料の設定についての問いに、「第1グラウンドが約9,000平米、第2グラウンドが約3,000平米、第3グラウンドが約4,000平米、スポーツ公園、ソフトボール場が約5,500平米という関係での検討による」との答弁がありました。

照明設備の使用料についての質疑に対して、「第3グラウンドはLED照明を採用し、電気代は安くなるが、施工費は高く、基本は実費負担相当としている。照度については、ドームもグラウンドも200ルクス以上を確保する設計となっている」との答弁がありました。

また、「コインシャワーの料金が備考に記載されているが、スポーツ公園にしかないことがわかりにくい」との指摘がありました。

第3グラウンドの使用申込みについての質疑に、「町内の方には1カ月前から予約受付を予定しているが、記念のイベントについて4月中に考慮している」との答弁がありました。

第3グラウンドの管理について、第4条で職員の配置についての記述があり、「管理棟への職員配置を行うのか」との質疑に、「検討中である」との答弁がありました。

議案第74号、福崎町第5次総合計画基本構想及び基本計画については、説明に先立ち、記者発表用の要約した説明資料の配付と、説明がありました。

質疑として、「第4次総合計画で未達成となっていた公園整備について、今回の計画にどう反映されているか」との問いに、「辻川山周辺全体を整備していく。多目的グラウンドの整備に合わせ、浄化センターの修景施設を含めて、公園化を図る等としている」との答弁がありました。

議案第75号、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算のそれぞれに、1億5,010万円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億8,850万円とするものです。

債務負担行為の補正として、処遇改善手当公募委託事業、期間、平成27年度600万円は、町内において従業員の処遇改善等を目的に、業績向上を図る企業に対し、1社30万円を限度に補助しようとするもので、県の補助金の配分決定により、27年度も引き続き取り組むため、計上したものです。

都市計画マスタープラン及び土地利用計画等の見直しを、平成26年度、27年度の2カ年で行うものです。

田原小学校体育館建設事業3億6,000万円は、平成27年2月に一般競争入札を実施するためのものであります。

田原小学校体育館建設工事2階平面図の資料配付がありました。

説明の後、本案審査のため、現地視察を田原小学校体育館、福崎小学校特別支援教室分割等改修工事の関係で、同様の工事が施工されている田原小学校の特別支援教室、分割対象となる福崎小学校特別支援教室を現地視察しました。

質疑において、田原小学校体育館建設工事に関して、「工事車両の経路が通学路と重なる部分について、一部変更を協議している」、「学童保育園の出入り口

は、北側に仮設の橋をかけて使用することとなる」こと、「学童保育園の園庭の南側も一部工事車両の通路となるので、園庭の南側にフェンスを設けて、安全対策を行う」こと、「現在水路にかかっている橋が、最大10トン車の荷重に耐えられるかどうかは、設計業者が確認している」ことなどの答弁がありました。

総務費、情報管理費として、委託費、電算システム整備業務委託料、社会保障税番号制度に関するものと、付託金、中間サーバー整備負担金、同じく、社会保障税番号制度にかかわるものについて、情報の遺漏、流出等の対策として、中間サーバーは全国に一つ設置されるものであるほか、暗号化されて外部からは見られないようになっている、特定の職員しか見られぬようになる等の対策が行われるとのことでした。

討論、採決において、議案第67号、議案第68号は、討論はなく、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号について、反対討論が1名からありました。反対の趣旨は、第3グラウンドは全天候型多目的ドームとして、第1、第2グラウンドと異なり、文化的な野外コンサートや各種イベント、屋外展示会など多岐に渡る使用が考えられる。こうした利活用が可能であるのに、設置目的が狭過ぎないか。また、営利が目的と認められる使用は許可しないとなっており、町内企業が商業ベースで使用できないとするのはふさわしくないのではないかというものでありました。

議案第73号は、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第74号、議案第75号については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、総務文教常任委員会において審議いたしました結果と経過であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

以上をもって、総務文教常任委員会からの付託案件の審査報告といたします。

議 長 総務文教委員会副委員長からの説明が終わりました。  
副委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員会の審査報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会からの補足報告を行います。

常任委員長 審査の経過及び結果は朗読のとおりでございます。以下、簡単に補足報告をいたします。

議案第69号については、出産育児一時金に関する政令改定に伴うもので、支給総額に変更はありません。

議案第70号について、維持管理は無償で地元のボランティアサークルに委託する。消耗品は当初は町が用意しており、今後は地元で負担するとのことでございます。

議案第71号については、休日変更は記念館などに合わせることで、営業時間は実態に合わせるものです。さらなる営業努力を求める意見がありました。

議案第72号は、法改正に伴う、単なる字句改正であります。

議案第76号は、人事異動及び給与改定と、前年度超過交付に係る精算であり

ます。

議案第 77 号は、人事異動と給与改定に伴うものであります。

議案第 78 号は、人事異動と給与改定と、前年度超過交付に係る精算です。

議案第 79 号は、人事異動と給与改定に伴うものであります。

議案第 80 号は、人事異動と給与改定、損害賠償事件の和解に伴うものであります。積立金の合計は 1 億 9,650 万 6,091 円になります。

議案第 81 号、82 号は人事異動と給与改定のほか、夜間工事などもあり、時間外手当の増加が見られます。

議案第 83 号は、西治ほ場整備に係るものであります。各会計の補正予算の給料などと、給与明細書の差額については、給与費明細書は正職員のみのものであります。

以上、付託されました 12 件について、慎重審査の結果、全ての議案は全員賛成で可決となりました。

さらに、付託議案の審査終了後、閉会中の報告で触れておりました町道図書館南線に関して、西治ほ場整備との関係についてでございますが、町と関係者との協議交渉を見守ることといたしました。

以上であります。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員会の審査報告に対する質疑を終結いたします。

### 日程第 3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第 3 は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備対策特別委員長 12 月議会の福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告でございます。

委員会は 12 月 12 日会議を開催し、11 月 14 日以降の進捗について報告を受け、質疑と意見交換を行いました。

物件調査は 12 月 25 日に完了予定とのことであります。

また、兵庫県選出の参議院議員への要望活動を、11 月 27 日に行ったこと、衆議院議員には総選挙後、要望書を届けるとのことであります。

用地等の補償説明会は、12 月 6 日エルデホールで開催いたしました。出席は 35 名であったということであります。来られなかった対象者には、訪問活動を進めております。順次交渉に入っていくとのことであります。

町当局は、今後体制を整え、誠意と熱意を持って取り組んでいただくことを求めておきました。

以上であります。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

### 日程第 4 討論・採決

議長 日程第 4 は、討論・採決であります。

それでは、議案第 67 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条

例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第67号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第68号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第68号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第69号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第69号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第70号、福崎町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第70号、福崎町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第71号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第71号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第72号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第72号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第73号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

2 番 第73号議案、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対するものであります。

スポーツ公園のゲートボール場がグラウンドの状態や利用者減により無料施設とされています。今後新しい第3グラウンドを利用される方は多くなり、第1、第2グラウンド等の利用者はふえることなく減っていくと思います。既存の施設をこれまで以上に多くの方に使用してもらうためには、使用料を安くすべきと考えます。小・中学生、高校生が少しのお小遣いでサッカーやソフトボールができるよう望みます。

今までの施設ではできなかった雨や雪の日でもできるという大きなメリットがあるのですから、新しい施設が既存の施設より使用料が多少高くても利用されると思います。消費税が上がってからの見直しや値上げをするのではなく、先

を見越して、消費税が上がっても使用料は変わらないというほうが町民にとってはうれしいのではないのでしょうか。

第3グラウンド新設を機に、既存の施設の使用料を見直し、第3グラウンドにおいては、今後の維持管理費等を考え、長くきれいな施設を維持していける使用料を考えていただきたいと思います。

議員各位におかれましては、何とぞご賛同いただけますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次に、賛成者の討論はございませんか。

3 番 議案第73号について、賛成の立場から賛成討論をいたします。

審議の過程で議論が活発に交わされました第3グラウンドにつきましては、来年4月から条例に基づく供用開始を予定されているところでございます。

この第3グラウンドは町民の誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる施設として、町民の関心も高いところであり、早く使えないかと待ち望んでおられる方も多くおられると推察しております。

既存の第1グラウンド、第2グラウンド、スポーツ公園と同様に、第3グラウンドも使用形態並びに使用料は基本的に町民の方々が利用しやすいよう設定しており、多くの方々の利用により、設置目的のスポーツ、レクリエーションを通しての健康の確保に大いに寄与すると考えています。

また、適正な管理と安全確保が最優先されることは当然の事柄ではございますが、審議過程で議論が活発に交わされました使用制限の緩和につきましては、前向きかつ速やかに取り組んでいただくことを期待いたしまして、賛成討論をいたします。

議 長 他に、反対者の討論はございませんか。

1 番 議案第73号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての反対討論をいたします。

さて、本議案は福崎町民グラウンド設置及び管理に関する条例と、福崎町スポーツ公園の設置及び管理に関する条例を廃止して、新たに現在建設中の（仮称）多目的グラウンドと予定されているスケートボード場を含み、第3グラウンドと位置づけ、屋外体育施設として、設置管理に関する条例を制定しようとしているものであります。

現在、建設中の多目的グラウンドは、一部屋根があり、第1、第2グラウンドとは機能的に違いがあります。スポーツ、レクリエーション以外にも、文化的な野外コンサート、各種イベント、屋外展示会など、多彩に渡る使用が考えられます。

営利が目的と認められる使用には許可しないとなっているが、町基本条例では、町民定義は、住民、町内企業、学校はもちろんのこと、通学者、通勤者まで含んでいます。このような条文では、町民である町内企業が商業ベースでのイベントなどには使用できないことになってしまいます。

エルデホールでは商業的使用も可能であり、今後を見据えた場合には、エルデホールのように幅広く多くの人に多彩な使用をしていただき、より有効な利活用が必要ではないのでしょうか。本当にこのような使用基準でよいのでしょうか。

使用許可は弾力的な運用との答弁と感じられますが、解釈上では不都合な事柄が生じるおそれがあり、できる限り明確さが必要ではないのでしょうか。

さらに、条文では防災・減災施設として位置づけられているが、使用の取り消し等は天災その他非常のときとなっているが、非常時にはこの条文を根拠とされ、使用されるが、非常時の条文も必要で、明確にされるべきではないかと感

じております。

このように、町民の健康増進、コミュニティの構築はもとより、地域振興、産業振興、文化活動へと有効活用を図ることと、非常時使用などが当施設の目的と考えます。

福崎町民グラウンド設置及び管理に関する条例と、福崎町スポーツ公園の設置及び管理に関する条例をそのまま残し、新たに多目的グラウンドとスケートボード場と隣接する浄化センター、図書館を鑑みた、環境型防災公園と位置づけ、このような条例を制定すべきと考えます。

以上、述べたことが、私の反対の趣旨です。

さて、議員のお手元の例規集の第2編の次のページには、私たちが昨年6月定例議会で制定した議会基本条例があります。この条例は、議会議員の道しるべであり、守らなければならないルールです。前文には、執行者と議会は緊張関係を保ちつつとうたっています。町長は後で修正していくとのことですが、このような答弁を受け入れると、緊張感がなくなってしまうのではないのでしょうか。私はこのことを非常に懸念しております。

供用開始は翌年の4月です。3月の定例議会に新たな条例案を上程していただきたく、反対討論といたします。

議員各位にはご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長 次に、賛成の討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なお、反対討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、討論を終わりといたします。

これより採決を行います。

議案第73号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立多数)

議長 起立多数であります。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

釜坂道弘議員 ただ今可決されました第73号議案について、附帯決議をつける動議を提出いたします。

議長 議案審査の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際お諮りいたします。

先ほど議案第73号に対し、釜坂議員から動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

釜坂議員から提出のあった動議を、本日の日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、この動議を本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。  
それでは、動議について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに動議の提出者に説明を求めます。

釜坂道弘議員 それでは、附帯決議の説明をいたします。

1、屋外体育施設第3グラウンドは町民のスポーツ及びレクリエーション等、並びに防災・減災施設としての目的としているが、一方、福崎町第5次総合計画の町の構造図に示されている、交流・文化・レクリエーションの拠点核としての位置づけとの整合性を図る必要があります。

そのために、設置目的以外にも、社会的貢献度の高い文化・芸術振興、地域振興、産業振興等の最大限の利用を図るように努めること。

2、利用料金は各施設で機能的な違いがあることから、適正妥当な使用料金体系を図るように努めること。

3、説明書については、第1グラウンド、第2グラウンド、第3グラウンドでは、施設の特定が難しく、町民にとって親しみのあるわかりやすい名称を付すことに配慮し、各施設の認知度を向上させるように努めること。

4、本決議に対し、議会基本条例第20条の規定に基づき、附帯決議の内容を尊重するとともに、町民からの意見も参考に、本条例の必要な措置を講じること。  
以上です。

議 長 動議の提出者の説明が終わりました。

これより動議に対する質疑に入ります。

議案第73号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定に対する附帯決議の動議について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、動議に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第73号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定に対する動議について、討論を行います。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第73号に対する動議について、賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第73号に対する動議は、可決することに決定いたしました。

嶋田町長、何か感想はありますか。

町 長 附帯決議が可決されましたことについての感想を求められておりますので、私の感想を述べたいと思います。

附帯決議は、私どもが提案をいたしましたのを否定するのではなく、補強する立場ではないかというふうに理解をしておりますから、全面的にこれを尊重して、対処してまいりたいと、このように思っているわけでございます。

なお、この73号の議案を通しまして、私が感じましたことについても、触れておきたいと、このように思います。

第73号は、私が幹部会に諮って、私の責任で提案したものであります。した

がしまして、こうしたことの附帯決議については、私の責任で十分な対処をし、3月議会では改正というんでしょうか、その案を議会の皆さんの意見も尊重しながら、提出をさせていきたいと思っております。

以下、この議会は随分私にとって勉強をさせていただいた議会でもありましたので、そうした事柄についても述べておきたいと思っております。

一つは、議員の皆さんが日ごろから、住民の皆さんと深く接触されて、いろいろと勉強されており、多面的な感性を持っておられるということに感心をいたしました。そういう立場から、いろいろと意見が出てきたことについて、感謝を申し上げたいと、このように思っているわけでございます。

そして、私どもがこれまで提案をいたしました議案、諸施策、そういったものについても、まだまだ思いが足らなかったという面も反省しているわけでありませう。

その一つは、自治基本条例でありますけれども、ここで住民及び町民といった定義を行っているわけなんですけれども、こうした定義の理解も、私がまだまだ一面的であり、浅かったという思いを持っているわけで、改めて自治基本条例の読み直しが必要と、このように思っております。

同時に、今回の附帯決議にも示されておりますように、総合計画ですね、この関係もあれほど討議をして出したものでありますから、この総合計画が生きるような施策を、これからも進めていかなければならない。そういう観点からも、改めて今回出しておりますこの第5次総合計画を、もっともっと私も、そして町職員もひっくるめまして、勉強をしていく必要があるなということに、思いをはせました。

そして、多目的という修飾がついておるということに対する私の理解も、まだまだ浅かったのではないかなど、このように思っているわけでありませう。多目的というふうになっているわけでありませうから、その目的が実に多目的であり、そうしたものに対する条例というのは、どういう観点を踏まえておかなければならなかったかという点も、改めて勉強をいたしましたわけでありませう。

修飾語は単なる修飾語ではなしに、やはりその本質をもあらわしている。これがやはり修飾語の一定の大きな意味を持っているのではないかというふうに思いました。

それからもう一つは、今回はまだ出しておりませうけれども、3月になりますと、今用意しております産業振興の基本条例も出そうと、こういう計画で進んでいるわけでありませう。

したがしまして、私たちはそういう大きな条例の精神をしっかりと踏まえて、その整合性も持たなければならぬといった意味で、関連性、弁証法的な発展の法則、こういった問題も改めて私たちも勉強をしてまいりたいと、このように考えております。

そして、条例そのものは、公平性であり、しかも妥当性を完備したものでなければならぬということでありませう。

そういった意味からいたしますと、どの団体も、どの法も、特権的な地位を持ち得ないというふうに思っているわけでありませう。

そういった意味からは、防災・減災という面が強く出されましたけれども、これを強く出していくなら、どの学校も全てこれを書かなければならぬのかというと、そんなことではないと。臨時的災害の問題というのは、どんなことにも優先して、命と暮らし、そういったものには出さなければならぬので、そうしたのを一々全部に盛り込んでいくのかといいますと、それが盛り込んでなければ、

防災・減災には用いられないのかということになってしまいますから、条例はシンプルという面と、より詳細という面の兼ね合わせ、これが大事でありますから、何でもかんでもいっぱい書き込むのが条例かという、そうでもないだろうと思いますので、研究はさせていただきたいし、議員の皆様方のご意見も頂戴していきたいと思います。

複雑性と単純さという、その整合性をどこに求めていくのかと、これも研究の課題ではないかなと、このように思っているわけであります。

そして、いろいろと意見が出ておりますから、こうした事柄については、3月の定例議会までに出しまして、4月1日からの実施の方向は変えないで進みたいと思っております。

もし変えないとしても、今の条例でも十分適用できる範囲でありますけれども、3月議会には提案をしてまいりたいと、このように考えておりますので、議員の皆様方の温かいご支援とご協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議 長 次に、議案第74号、福崎町第5次総合計画基本構想及び基本計画について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第74号、福崎町第5次総合計画基本構想及び基本計画について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第75号、平成26年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第75号、平成26年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第76号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第76号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第77号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第77号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第78号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第78号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第79号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第79号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第80号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第80号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第81号、平成26年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第81号、平成26年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第82号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第82号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第82号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第83号、字区域の変更について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第83号、字区域の変更について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
審査報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 83 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第 5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。  
お諮りいたします。  
議員派遣の件につきましては、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり、派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定いたしました。

#### 日程第 6 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申出であります。  
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長宛てに提出されております。  
それぞれの申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、閉会中の所管事務調査申出については、それぞれ申出のとおり、許可することに決定いたしました。

#### 日程第 7 閉会中の継続審査申出

議 長 次の日程は、委員会の閉会中の継続審査の申出であります。  
民生まちづくり常任委員長から、委員会において審査中の平成 25 年に提出されました請願第 1 号、TPP 交渉からの撤退を要求する請願については、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。  
お諮りいたします。  
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。  
以上で、第 458 回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。  
よって、本定例会を閉会することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
第 458 回福崎町議会定例会を、閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月5日に招集され、本日までの15日間の会期でありました。

本定例会に提案されました全ての案件について、議員各位には慎重に審議いただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会の審議の過程で、議員各位が述べました意見等につきましては、今後の町政に十分反映されますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては、どうかご家族おそろいで、健やかに平成27年の輝かしい年をお迎えいただきますよう、心からご祈念を申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 第458回福崎町定例会の終わりに当たりまして、お礼と挨拶をさせていただきます。

12月5日から今日まで15日間、大変寒い日が続きました。そして衆議院議員の選挙があるという、大変忙しい中でのございました。

そうした中でありましても、皆様方からたくさんの意見を頂戴いたしました。私にとりまして、この議会は大変有意義な議会であったと、このように思っております。

討論者の意見にありましており、議会とそして行政は車の両輪で、しかも緊張関係を持っておかなければならないと、そういった意味を改めてかみしめた議会であったかなと思っております。

これにつきましても、議員の皆様方に感謝を申し上げたい、このように考えております。

とりわけこの議会に向こう10年間の方向を決める総合計画を決定していただきました。これは長期にわたって多くの皆さんが参画をして練り上げられたものでありまして、これからはこの実行、実践のために力を尽くしていかなければならないわけでのございます。

しかしこの計画を進めていくためには、行政だけではとても力が及びませんで、議員の皆さんはもちろんのこと、町民皆様のご意見、ご協力が必要でございますので、ぜひとも私たちは、町民の皆さんにその内容を知らせていくための努力も進めてまいりたいと、理解を深めていただいて、参画と協働の力で実践できればと思っておりますので、今後とも議員の皆様方の温かいご指導をお願いしたいと、このように思っているわけでのございます。

第73号の議案につきましては、先ほど私も感想を述べましたけれども、3月の議会までには内容を精査いたしまして、再度修正の案を提出したいと思っておりますので、そのときにはご理解を頂戴したいと、このように考えております。

さて、本年も残すところわずかとなってまいりました。その間、お忙しいとは思いますが、体をおとわかれまして、健やかな年末をおくっていただきたいし、また、すがすがしい気持ちで新年を迎えていただいて、よりよい福崎町の方角を皆さんと一緒に迎えたい、そういうふうにも思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

長い期間、本当にありがとうございました。

議 長 それでは、これをおもちまして、第458回福崎町議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前 1 1 時 1 1 分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成27年2月

福崎町議会議長 志 水 正 幸

福崎町議会議員 木 村 いつみ

福崎町議会議員 小 林 博